

# 園芸用花台の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認52産第6612号・昭和52年12月2日

(休止基準)

製品安全協会

園芸用花台専門部会委員名簿

	氏名	所属
(部会長)	北原三郎	専修大学
	荒川忠夫	山崎産商株式会社
	稲葉俊夫	株式会社マンテン
	井上登	矢崎化工株式会社
	内山勝英	株式会社東急百貨店
	川島霞子	全国地域婦人団体連絡協議会
	薦口嘉孝	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
	佐野敏江	主婦連合会
	野崎紀	通商産業省産業政策局消費経済課
	橋本鈴	消費科学連合会
	松岡寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	山根幹司	金星株式会社
	脇山俊	通商産業省生活産業局日用品課
	蕨岡達慈	通商産業省工業技術院標準部繊維化学規格課
	下河辺孝	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	

## 園芸用花台の認定基準及び基準確認方法

### 1. 基準の目的

この基準は、園芸用花台の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

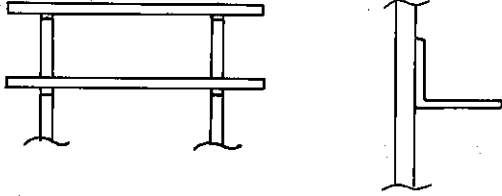
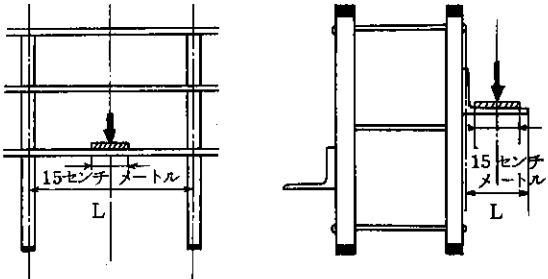
### 2. 適用範囲

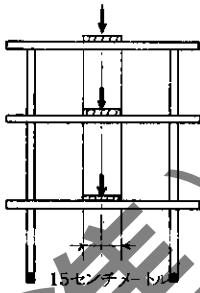
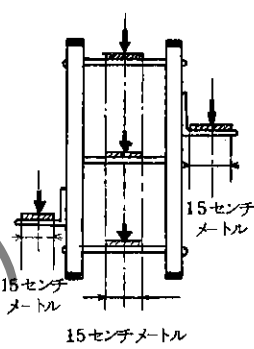
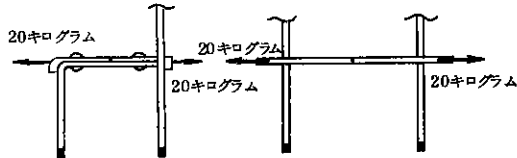
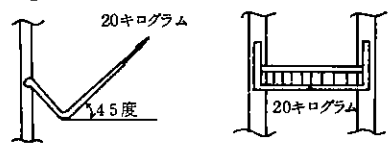
この基準は、一般家庭ではち植えを載せて使用する自立型の園芸用花台（以下、花台という。）について適用する。ただし、脚部にキャスタ等の移動機構を有するものは除く。

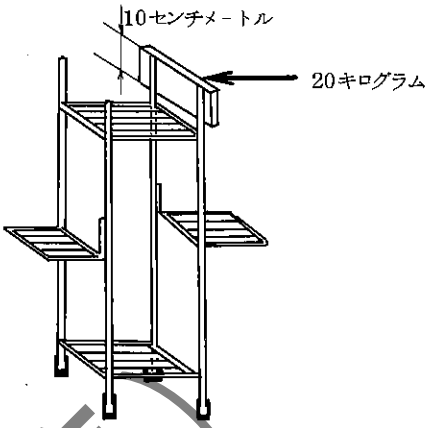
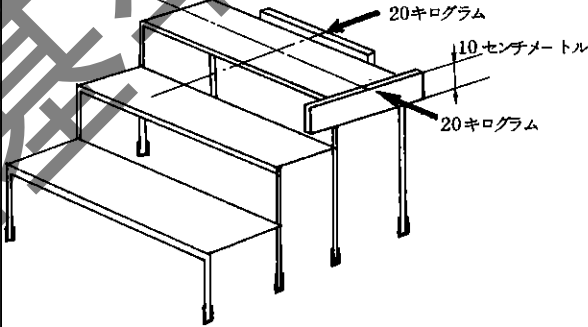
### 3. 安全性品質

花台の安全性品質は次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. 花台の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては容易で、正常な方法によって組み立てた花台の各部には、がた、ゆるみ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部及び接合部の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 手、指等の触れる部分の仕上げは良好で、傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等がないこと。</p> <p>(4) たなは、フレームに確実に取り付けられる構造であること。</p> <p>(5) 両持ちたなにあっては、表示荷重を載せたとき、水平に保持できる構造で</p>	<p>(1) 製品に添付する取扱説明書によって組み立てた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(5) たなの中央部に直径15センチメートルの円形の木製あて板を置き、表示荷重を加えた後、目視及び触感により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>あること。</p> <p>また、片持ちのたなにあっては、表示荷重を載せたとき、たなが下向きにならない構造であること。</p> <p>(6) パイプを使用しているものにあつては、パイプの端末部は、雨水が入らない構造であること。</p> <p>また、端末部にキャップ等が施されているものにあつては、容易に外れない構造であること。</p> <p>(7) 最上部のたなまでの高さは、100センチメートル以下であること。</p> <p>(8) メッキ又は塗装を施した面には、素地の露出、はがれ、さび及び著しいむらがないこと。</p> <p>(9) 異種金属の接触部分は、電食の起さないような処理が施されていること。</p>	<p>図1：両持ちたな      図2：片持ちたな</p>  <p>(6) 目視及び操作により確認すること。</p> <p>(7) スケール等により確認すること。</p> <p>(8) 目視により確認すること。</p> <p>(9) 目視、触感等により確認すること。</p>
2. た わ み	<p>2. たなの中央部に表示荷重の2倍の荷重を加えたとき、最大たわみ量は支持間(L)の<math>2/100</math>以下であり、又、最大残留たわみ量は、支持間(L)の<math>0.5/100</math>以下であること。</p>	<p>2. 図3又は図4に示すように、たなの中央部に直径15センチメートルの円形の木製あて板を置き、表示荷重の2倍の荷重を5分間加えた後、スケール等により確認すること。</p> <p>図 3      図 4</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 耐 荷 重	3. 全部のたなの中央部に表示荷重の3倍の荷重を同時に加えたとき、各部にき裂、破損及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>3. 図5又は図6に示すようにたなを均等に取り付け、全部のたなの中央部に直径15センチメートルの円形の木製あて板を置き、各たなの表示荷重の3倍の荷重を同時に5分間加えた後、目視及び触感により確認すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>図 5</p>  <p>15センチメートル</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 6</p>  <p>15センチメートル 15センチメートル</p> </div> </div>
4. 取 付 け 強 度	4. たなの取付け部分は20キログラムの力で引っ張ったとき、外れ、破損及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>4. 図7又は図8に示すように、たなを20キログラムの力で引っ張ったとき、目視及び触感により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 7</p>  <p>20キログラム 20キログラム 20キログラム 20キログラム</p> <p style="text-align: center;">図 8</p>  <p>20キログラム 45度 20キログラム</p>
5. 剛 性	5. 前方向及び横方向に対して、20キログラムの力で押したとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>5. 図9又は図10に示すように各々の脚部を固定し、最上端に幅10センチメートルの木製あて板をあて、20キログラムの力で押したとき、目視及び触感により確認すること。ただし、測定は前方向及び横方向とする。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>6. 安 定 性</p>	<p>6. 花台の安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 花台は、前後左右に15度傾斜させたとき、転倒しないこと。</p>	<p>図 9</p>  <p>10センチメートル</p> <p>20キログラム</p> <p>図 10</p>  <p>20キログラム</p> <p>10センチメートル</p> <p>20キログラム</p> <p>(1) 図 11 又は図 12 に示すように、たなを均等に取り付け平たんな傾斜板に幅10ミリメートル、高さ10ミリメートルの木製の滑り止め具を固定して花台を静置し、傾斜板の一边を徐々に持ち上げ15度に達したとき、目視により確認すること。ただし、測定は前後左右4方向とする。</p>



項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
		<p>規格 Z 2 3 7 1 (昭和 5 1 年) 塩水噴霧試験方法により連続 8 時間噴霧を行い、1 6 時間停止し、さらに連続 8 時間噴霧を行った後、目視により確認すること。</p> <p>なお、噴霧時の試験条件は、塩溶液の塩濃度 5 重量パーセント、塩溶液の PH 6.5 から 7.2、噴霧室の試験片を置く暴露帯の温度 3 5 度プラスマイナス 2 度及び湿度 9 0 パーセント以上、加湿器の温度 4 7 度プラスマイナス 1 度並びに噴霧圧力 1 キログラム毎平方センチメートル及び噴霧量毎時 0.5 ミリリットルから 3.0 ミリリットルとする。</p>



#### 4. 表示及び取扱説明書

花台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 花台本体には容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者，輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 1 たな当たりの表示荷重：○キログラム</p> <p>(4) はちはバランスよく載せること。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 組立ての要領及び注意</p> <p>(a) ネジは確実に締めて使用すること。</p> <p>(2) 使用上の注意</p> <p>(a) たなが差し込み式又は落とし込み式のものにあつては、たなが完全に差し込まれているか又は落とし込まれているかを確認し使用すること。</p> <p>(b) 平たんなところで使用すること。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>また、柔らかい地面等で使用するとき、支柱の下にあて板等を置き、安定していることを確認し使用すること。</p> <p>(c) ベランダ等を使用するとき、はち植えがベランダ外に落下しないところに設置すること。</p> <p>(d) 1 たな当たりの表示荷重以上は載せないこと。</p> <p>また、重いはち植えは下のたなにバランスよく載せること。</p> <p>(e) はち植えを載せたまま移動しないこと。</p> <p>また、移動するときは支柱を持って移動すること。</p> <p>(f) 踏台等には使用しないこと。</p>	

付図 園芸用花台の各部の名称

